

51—09 P U D T

無効審判の審理の方式

1. 審判合議体の指定

無効審判事件は、特許庁長官が指定する三人又は五人の審判官からなる合議体が審理を行う。この際、同一権利に対する複数の無効審判事件は、原則として同一合議体が指定される。（→前審関与（12—04））

2. 無効審判事件の審理の進行について

特許権等の設定登録された権利については、同時に複数の事件が係属することがあるから、無効審判事件の審理にあたっては、他の同時係属している審判事件がある場合には、どの事件を優先して審理を行うかなど、審理の進行には注意が必要である。

審判において必要があるときは、他の審決が確定するまで又は訴訟手続が完結するまで、その手続を中止することができる（特 § 168①、実 § 40①、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

（参考）

訂正審判が係属しているときの審理の順序（→51—22）。

複数の無効審判が同時係属しているときの審理（→51—22.1）。

特許異議の申立てと無効審判の同時係属（→67—09）。

手続の終始（→26—01 6.）

3. 審理方式

(1) 口頭審理

無効審判は、口頭審理（→33—00）による。ただし、審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書面審理によるものとすることができる（特 § 145①、実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

書面審理によるとしたのち、再び口頭審理によるとすることもできる。このときは、口頭審理の通知を行う。

当事者対立構造をとる無効審判においては、口頭審理を活用することにより、事実認定を正確に行い、当事者間の争点を整理することによって、迅速・的確な審理ができる。

(2) 書面審理

ア 無効審判は、原則として、口頭審理によるが、以下のときは、例外的に、書面審理によるものとすることができる（→33—00.1）。

- ・ 審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき
- ・ 当事者が争わないことが明らかなきとき
- ・ 当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき
- ・ その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

イ 書面審理通知

書面審理によるときは、書面審理の通知をしなければならない。ただし、審判長の決定をもって審判請求書を却下する場合や、被請求人に答弁書提出の機会を与えずに審決をもって審判請求を却下する場合は、書面審理の通知をする必要はない（→32—01）。

4. 職権審理（→36—01、51—18、51—14の2.）

審判においては、職権主義が採られている。これは、審判が当事者のみでなく、広く第三者の利害に関する問題の解決をも目的としていることによる。したがって、請求人が申し立てない請求の趣旨については審理することができない（特§153③、実§41、意§52、商§56①、§68④）なかで、当事者の主張に基づかず、又はこれに拘束されず、職権で、事実の調査及び証拠調べや証拠保全を行うことができ、必要があるときは手続の中止（特§168①、実§40①、意§52、商§56①、§68④）、審理終結通知後の審理の再開を、職権ですることができる（特§156③、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

しかし、当事者対立構造のもとでは、基本的には請求人の主張立証に基づいて審理を進めることが適切と考えられるので、合議体による職権審理を行うことは例外的であり、かつ審理を補完する程度で発動すべきものと解される（→51—

18)。

5. 併合審理

(1) 併合審理の一般事項（→30—03の1.）

(2) 無効審判における併合審理

複数の無効審判において当事者の双方又は一方が同一のとき（権利が同一であることは要件とされていない。）、これらを併合して審理することにより、審理の重複を省き、手続を効率化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことができる（特§154①、実§41、意§52、商§56①、§68④）。

(3) 併合審理に適する場合

併合審理に適するものとしては、例えば、以下が考えられる。

ア 同様な証人尋問等の証拠調べがあるもの。

イ 対象となる発明の技術的基礎が共通しているもの。

ウ 証拠物（証拠方法である文書、検証物）が同じであるもの。

エ 同一の権利に対するもの

ただし、上記の例に該当する場合であっても、例えば、同一の特許に対して、複数の無効審判が請求されたとき、それらのうちの一つの事件においてのみ訂正の請求がされている場合や、複数の事件においてそれぞれ異なる訂正の請求がされている場合など、複数の事件の審理を併合することに支障がある場合には、無理に併合をせず、いずれかの事件の審理を優先し、その他の事件を中止することなどを検討することが適切である（→51—22.1 複数の無効審判事件の同時係属）。

(4) 実用新案登録無効審判における併合審理

同一の実用新案登録に対する無効審判が複数同時係属しているときは、原則として、併合せず、請求順に審理する。証拠が共通している等により併合（実§41、特§154①）して審理を行った方が事件を迅速・的確に処理できると判断したときのみ、併合審理を行う。

（説明）実用新案登録の訂正は、実用新案登録無効審判とは別個の手続であり、訂正書の受理によりその効果が発生する（実§14の2③）から、特許のように複数の無効審判に対応する複数の訂正請求がされ、手続

が錯綜することはない。

したがって、証拠が共通している等、併合審理をした方が迅速・的確な審理ができるなどの事情がない場合には、併合審理をする必要性がない。

(5) 併合審理ができる時期

審理を併合することができる時期は、審理の終結前である。

(6) 併合の効果

ア 併合された複数の事件の審決は、一つの審決書によりすることができる。ただし、当該審決書には、併合審理をしたそれぞれの事件ごとの結論及び理由を記載する必要がある。

イ 審理を併合する複数の事件で共通に必要な証拠調べを、一度に行うことができる。

ウ 併合前にそれぞれの審判事件において提出又は提示された書類その他の物件、それぞれの審判事件の審理において得られた証拠方法等は、審理を併合された各審判事件の審理において利用できる。ただし、一つの事件で提出された証拠方法を他の事件で採用するときは、他の事件の当事者に対して意見を申し立てる機会を与えなければならない。

(7) 併合審理の進め方

ア 合議体は、複数の無効審判の請求について併合の要件を具備するかどうかを調査するとともに、当該複数の審判を併合して審理することにより、審理の重複を省き、手続を効率化するとともに、審決相互の矛盾抵触を防ぐことができるか等の観点から検討して、併合審理とするか否かを判断する。

イ 審判長は、併合審理とするときは当事者双方に審理を併合する旨を通知する。

ウ 併合して審理する複数の審判については、答弁書副本等関係文書の当事者への発送、通知、合議、口頭審理（口頭による尋問、面接を含む。）、証拠調べ、審決の予告等の審判に関する手続及び審理は、同一の手続で行われることになる。

このとき、通知書その他書面の審判番号、特許番号、当事者名の欄等には併合して審理を行う各審判事件の記載事項を全て併記しなければならない。

エ 併合して審理する審判の全てについて審決をするのに熟したときに、審決

の予告を行うか、審理を終結する。

(8) 併合して審理した場合の審決

審理を併合の上、審決をする場合の注意（→45—03の2.）

(9) 審理の分離（30—03の2.）

審理の併合をしたときは、更に、その審理の分離をすることができる（特§154②、実§41、意§52、商§56①、§68④）。審理の分離は、合議体の裁量により、職権によってすることができる。併合した審理を分離する必要がある場合とは、例えば、審理の過程で、併合して審理した事件間に関連性がないものと認められ、同一手続で審判する必要がある場合のほか、審理を分離しないと、かえって審理が複雑化したり遅延したりすると認められる場合等である。

（改訂 R1.6）